

## 総務－1 個人住民税の特別徴収の徹底について

北海道と道内市町村は、納税者の理解と信頼を得るため、地方税法に基づく適正、公平な課税と徴収に努めています。個人住民税については、特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

### ○個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税(市町村民税＋道民税)を徴収(天引き)し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で規定されている義務です。

この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

### ○特別徴収のながれ

- ① 毎年1月末までに、事業主が、従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。
- ② 毎年5月末までに、市町村が、事業主(特別徴収義務者)に特別徴収の税額を通知します。
- ③ 毎年5月末までに、市町村が、事業主を経由して従業員(納税義務者)に特別徴収の税額を通知します。
- ④ 6月以降の給料日ごとに、事業主が、従業員の給与から個人住民税を徴収(天引き)します。
- ⑤ 徴収した翌月の10日までに、事業主が、徴収した個人住民税を市町村に納入します。

### ◎ まだ、特別徴収を行っていない事業主の皆様には、この制度をご理解の上、市町村への手続き等を行っていただきますようお願いします。

特別徴収の手続き等の詳細については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

総務部財政局税務課納税推進グループ

電話 011-204-5061 (ダイヤルイン)

## 総務－２ 第32回全道中学生の税をテーマとしたポスター募集

本道の次の世代を担う中学生の皆さんに、広く私たちの暮らしの中で活かされている「税」に対して関心を持ち、理解を深めていただくため「税をテーマとしたポスター」を募集します。

- 対象 道内の中学生
- 用紙 画用紙八つ切り（約27cm×39cm）【最大A3（約29cm×42cm）サイズまで】
- 使用画材 水彩絵の具
- 募集期間 平成29年10月2日（月）～平成30年1月19日（金）
- 応募先 各総合振興局・振興局 課税課（税務課）又は道税事務所
- 表彰 入賞者に賞状と副賞を、入賞校に賞状を、応募者全員に記念品を贈呈します。  
北海道知事賞 優秀賞5点 入選25点 奨励賞10点
- 発表 北海道教育委員会教育長賞 優秀賞5点 入選25点  
審査結果は平成30年2月中旬に入賞者の所属する中学校に通知し、入賞作品は学  
校名及び氏名とともに道税ホームページに掲載します。
- その他 応募作品は道税広報資料に使用することがあります。この場合、補作することがあります。
- テーマ 「税について」  
道税には、14種類の税があり、道民の皆さんがより豊かで明るい生活ができる住みよい社会をつくるために使われています。

### (1) 主な道税

道 民 税	会社などで働いて得た給料や、商工業や農業などを営んで得た収入の中から納めてもらう税金で、住みよい地域社会を作るために必要な経費として使われます。
事 業 税	事業者が、道路、港湾などの各種公共施設を利用するなどして受けた行政サービスの経費の一部を、その事業活動で得た収入の中から納めてもらう税金です。
地 方 消 費 税	商品を購入したときにかかる税金で、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指すために使われます。
不 動 産 取 得 税	土地や家を取得したときにかかる税金です。
軽 油 引 取 税	軽油を買うとかかる税金です。脱税を目的に、軽油に灯油や重油を混和するなどした燃料油（不正軽油）を作ったり、売ったり、買ったり、使ったりすると、厳しく罰せられます。
自 動 車 税	自動車を持つとかかる税金です。自動車税の納期限は、平成30年は5月31日です。
循 環 資 源 利 用 促 進 税 （ 循 環 税 ）	産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）を埋め立てするときにかかる税金で、北海道の豊かな自然を守り、環境への影響を少なくする施策（排出抑制やりサイクル等）を積極的に進めるために使われます。

### (2) 納税について

納 税 の 義 務	税金を納めることは、憲法で定められた国民の義務です。納期限までに納税しなければいけません。
納 め る 場 所	銀行や郵便局などの金融機関、各総合振興局・振興局または道税事務所の窓口で納めることができます。 また、自動車税については、コンビニエンスストアで納めることやインターネット上の専用サイトからクレジットカードで納めることができます。
口 座 振 替	うっかり納期限を忘れてしまうことのないように、口座振替を利用して納めることができます。
滞 納 す る と	納期限内に納税した方との公平性を図るため、納期限を過ぎて納税する場合には、延滞金がかかります。また、督促（催告）によっても納めない場合には、自動車、土地、建物などの財産を差し押さえ、インターネットなどを活用して売却（公売）し、その代金を滞納税額に充当します。

#### 【問い合わせ】

最寄りの総合振興局・振興局課税課（税務課）又は道税事務所  
ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

### 総務－3 津波防災の日パネル展

タイトル：11月5日は津波防災の日。「津波防災の日パネル展」を開催します。

東日本大震災が発生した平成23年（2011年）、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、法律（津波対策の推進に関する法律）で11月5日が「津波防災の日」と定められ、全国各地で津波防災訓練や意識啓発の取り組みが実施されています。

11月5日は、嘉永7年（1854年）、安政南海地震（M8.4）による大津波が紀伊半島を襲った日です。その際、和歌山県のある村の郷土が、収穫したばかりの穂を積み上げた「稲むら」に火を放って、暗闇の中で逃げ遅れた村人を高台に導き多くの命を救ったという出来事がありました。この「稲むらの火」の逸話に因んで「津波防災の日」として11月5日が選ばれました。

道では、「津波防災の日」にあわせて、厚真町で津波防災訓練を行うほか、札幌管区气象台、北海道開発局、北海道立総合研究機構などの防災関係機関等と連携して、地震・津波の発生メカニズムや性質、北海道の地震・津波防災に関する各機関の活動を紹介するパネルや、家庭用の地震津波防災グッズの展示を、北海道庁本庁舎1階のロビー（道政広報コーナー）で行いますので、ぜひお越しください。

◎「津波防災の日パネル展」

日時：平成29年11月1日（水）9:00～17:00

11月2日（木）9:00～15:00

場所：北海道庁本庁舎1階ロビー（道政広報コーナー）

【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ

電話 011-204-5900（直通）

## 総務－４ 秋の全道火災予防運動

10月15日（日）から31日（火）までの17日間、「火の用心 ことばを形に 習慣に」を統一標語に、秋の火災予防運動が全道各地で一斉に実施されます。

この運動は、この時期に暖房器具を使用する家庭や事業所が増え始め、使用上の不注意や不始末から火災の発生を防ぐことをねらいとして実施されているものです。

この期間は、全道各地で避難訓練や、火災予防をテーマにしたイベント等が開催されますので、ぜひ参加して火の取り扱いや避難方法などについてご家庭、地域などで話し合しましょう。また、多くの人が入り出すデパートやホテル、自力避難が困難な方々が暮らしている社会福祉施設や病院などでは、防火の備えを再点検しましょう。

平成28年中に全道で発生した火災は1,859件、損害額は36億円を超え、69名の尊い命が失われています。これらの火災の原因は、たばこ、コンロ、ストーブなど、その多くが失火によるものです。

火災の多くは、住民一人ひとりが火気に対する取り扱いに細心の注意を払うことにより防ぐことができます。特に、住宅では住宅用火災警報器を設置することにより火災の早期発見が可能となり、被害を最小限に抑えることができます。また、近年増加傾向にある放火についても、建物の周辺に燃えやすい物を放置しない、建物の周りに死角となる場所を作らないなど、地域住民が放火されない環境を作っていくことが大切です。

大人も、子供もみんなて防火の輪を広げ、絶対に火を出さない、出させないようにしましょう。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

設置している住宅用火災警報器の電池切れに注意し、定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行きましょう。

※住宅用火災警報器の悪質販売に注意してください。

住宅用火災警報器の設置は義務づけされていますが、消防が一般家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課消防グループ  
電話 011-204-5009（ダイヤルイン）

## 総務－５ 宝くじの発売について

10月に発売を予定している宝くじについてお知らせします。

ハロウィンを迎える10月には、1等・前後賞合わせて5億円の「ハロウィンジャンボ」に加え、新発売の「ドラゴンボールスクラッチ」等のくじが発売されます。

仮装だけではなく、宝くじでもハロウィンを楽しみませんか？

宝くじの売り上げの約4割は、北海道の貴重な財源として、交通安全や森林づくりなど道民の皆様生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。

宝くじは、北海道内で購入しましょう。

<10月の発売予定>

### ○ジャンボ宝くじ等

#### ・ハロウィンジャンボ

1等・前後賞合わせて5億円

発売期間：10月11日～10月31日 抽せん日：11月9日 単価：300円

#### ・ハロウィンジャンボミニ

1等・前後賞合わせて5,000万円

発売期間：10月11日～10月31日 抽せん日：11月9日 単価：300円

#### ・100円くじ

1等 3,000万円

発売期間：10月11日～10月24日 抽せん日：10月26日 単価：100円

#### ・秋のビッグチャンスくじ

1等・前後賞合わせて8,000万円

発売期間：9月27日～10月10日 抽せん日：10月12日 単価：200円

### ○スクラッチ

#### ・ウルトラマンスクラッチ ウルトラヒーロー勝利編 ラッキー3

1等 30万円

発売期間：9月20日～10月3日 単価：200円

#### ・ドラゴンボールスクラッチ 孫悟空 ハッピーカウント

1等 50万円

発売期間：10月4日～10月17日 単価：200円

#### ・ドラゴンボールスクラッチ ピッコロ ラッキー3

1等 100万円

発売期間：10月18日～10月31日 単価：200円

### ○数字選択式宝くじ

ビンゴ5	毎週水曜日抽せん
ロト7	毎週金曜日抽せん
ロト6	毎週月・木曜日抽せん
ミニロト	毎週火曜日抽せん
ナンバーズ3	毎週月～金曜日抽せん
ナンバーズ4	毎週月～金曜日抽せん

### 【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index.htm>

総務部財政局財政課財政企画グループ

電話 011-204-5032 (ダイヤルイン)

## 総務－6 登山届の提出を忘れていませんか？

北海道の山は、本州の3,000m級の山に匹敵する厳しさがあり、平地では秋の彩りとなっていますが、山では確実に冬へと季節を移しており、平地では雨でも山頂付近は積雪状態になることも珍しくありません。

登山者の皆様、登山届の提出を忘れていませんか？「登山届の提出が面倒」・「日頃よく登っている山だから大丈夫」・「遭難するはずがない」等の理由で登山届を提出しない方がおります。

登山届は、登山で道に迷ったり、怪我をするなどして行動不能となった場合、あなたの情報を迅速に収集し、救助活動に役立てるための手段として大変重要なものですので、必ず提出しましょう。

### ■ 登山届とは？

- ①登山者の氏名・年齢・連絡先・予定登山ルート・装備等を記入し提出します。
- ②登山届を作成することにより登山計画を見直すことができるため、遭難防止の第一歩となります。

### ■ どうやって作成・提出するの？

北海道警察ホームページで作成・提出、様式の印刷ができるほか、印刷した用紙に必要な事項を記載の上、近くの交番・駐在所、警察署等へ郵送、FAX等で提出することが出来ます。

<北海道警察ホームページ（安全登山情報）>

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html>

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ  
電話 011-204-5008（ダイヤルイン）

## 総務－7 消防団員の参加について

あなたの大切なまちを守る～消防団に参加しませんか！

消防団は、市町村の消防機関で、会社員や自営業者、主婦、大学生など、18歳以上の方なら性別・職業を問わず参加できます。

消防団では、日ごろは放水訓練や地域の防災意識を高める啓発活動などを行い、災害時には、消火活動や避難誘導などを行っています。女性団員も応急手当の普及などで活躍しています。興味のある方は、お近くの消防本部・消防署へお問い合わせください

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課消防グループ  
電話 011-204-5009（ダイヤルイン）

## 総務－8 危険物取扱者試験のお知らせ

平成29年度の第7回危険物取扱者試験を実施します。

- 1 試験日  
平成29年11月19日（日）
- 2 試験の種類及び試験地  
甲種・乙種第1～6類・丙種  
（札幌市）  
乙種第1～6類・丙種  
（室蘭市）
- 3 願書受付期間  
（書面）平成29年10月13日（金）～10月20日（金）  
（インターネット）平成29年10月10日（火）～10月17日（火）
- 4 願書提出先  
（一財）消防試験研究センター北海道支部  
〒060-8603 札幌市中央区北5条西6丁目2-2 札幌センタービル12階  
Tel011-205-5371  
インターネットによる受検申請は、（一財）消防試験研究センターの  
ホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

### 【問い合わせ】

上記の（一財）消防試験研究センター北海道支部又は、道庁総務部危機対策局危機対策課  
（Tel011-204-5009）